

●香川県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年12月26日から令和6年1月22日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 志度小田津田線（136号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市津田町津田字松尾 3310番1地先から さぬき市津田町津田字松尾 3309番5地先まで	25.3~36.2	120	令和5年12月26日付け香川県告示第322号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和5年12月26日